

高知県へき地医療施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」及び高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県へき地医療施設整備費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、医療に恵まれない地域住民の医療を確保するため、市町村、知事が適当であると認める者（次条第2号に掲げる事業を行う者に限る。）又はへき地医療拠点病院（以下「補助事業者」という。）が行う同条各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象)

第3条 補助事業は、次に掲げる事業とする。

- (1)市町村が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- (2)市町村その他知事が認める者が行うへき地診療所の施設整備事業
- (3)市町村が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

(補助率及び補助額の範囲)

第4条 補助事業に対する補助金の額は、予算の範囲内とし、次により算出するものとする。
ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1)別表第1の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2)前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (3)1箇所につき算出された額が別表第1の第5欄に定める下限額に満たない設備については、交付の決定を行わないものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて1部を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)補助事業の内容のうち、次に掲げるものを変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア 建物の設置場所（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - ウ 補助事業の経費の増額及び補助事業の経費の10パーセント以上の減額をする場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書により、知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (8) 補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならないこと。
- (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。
- (11) 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第3号様式による報告書により速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除の全額又は一部を県に納付させることができること。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (12) 補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (13) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めること。
- (14) 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」に沿った県内発注に努めること。
- (15) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）

に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

- (16) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (17) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- (18) 県税の滞納がないこと。

(指令前着手の届出)

第7条 補助事業者は、事業等の都合により補助金の交付の決定の前に事業に着手しようとする場合は、事前に別記第4号様式による指令前着手届を第5条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (4) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告の様式は、別記第6号様式によるものとし、市町村は、補助事業の完了の日から30日を経過した日(第6条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第7号様式による補助金繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による知事の承認を受けた場合は、翌年度の4月10日までに別記第8号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第7号まで、第11号及び第15号並びに第

8 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 10 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地医療 拠点病院施 設整備費	次に掲げる基準面積に 付表に定める単価を乗じ た額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000 m ² (2) 医師又は歯科医師 住宅 1 戸当たり 80 m ² (2 戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な 次の各部門の新築、増築及び改築 に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門（検 査室、照射室、操作室、手術室、 回復室、準備室、浴室、廊下、便 所、附属設備等） (2) 病棟 （病室、診察室、処置室、 記録室、患者食堂、寝具倉 庫、バルコニー、廊下、便 所、暖冷房、附属設備等） (3) 医師又は歯科医師住宅	定額	1 箇所につき 250 万円
へき地診療 所施設整備 費	次に掲げる基準面積に 付表に定める単価を乗じ た額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア無床の場合 160 m ² イ有床の場合 (ア) 5 床以下 240 m ² (イ) 6 床以上 760 m ² (2) 医師又は歯科医師 住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	へき地診療所として必要な次の各 部門の新築、増築、改築（老朽度 が著しいため、診療行為に支障を 来しているものに限る。）及び改 修（既存のへき地診療所の改修を 除く。）に要する工事費又は工事 請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所（診察室、処置室、薬 剤室、エックス線室、暗室、待合 室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2 分の 1	1 か所につき 100 万円
過疎地域等 特定診療所 施設整備費	次に掲げる基準面積に 付表に定める単価を乗じ た額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	過疎地域等特定診療所として必 要な次の各部門の新築、増築、増 改、改築及び改修（既存の過疎地 域等特定診療所の改修を除く。）に 要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所（診療室、処置室、薬 剤室、エックス線室、暗室、待合 室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	4 分の 3	1 箇所につき 250 万円 （ただし、改 修の場合につ いては、100 万円）

附表

1 平方メートル当たり単価表

施設の名称	種目	構 造	単価 (円／㎡)
へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	558,000
		ブロック	444,000
	診療棟	鉄筋コンクリート	558,000
		ブロック	444,000
	医師住宅、 歯科医師住宅	鉄筋コンクリート	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000
へき地診療所	一般 地区	鉄筋コンクリート	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000
	離島 豪雪 地区	鉄筋コンクリート	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000
過疎地域等 特定診療所	一般 地区	鉄筋コンクリート	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000
	離島 豪雪 地区	鉄筋コンクリート	558,000
		ブロック	444,000
		木造	362,000

別表第2（第6条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

